

## 平成20年 第1回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

7番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問をいたします。

まず第1に、町職員の倫理条例の制定の問題について伺います。

芦屋町では、町職員の倫理規定は地方公務員法により規律を求めてまいりました。しかし、今回町職員と建設業者が逮捕されるという談合事件が起こり、癒着が明らかになりました。職員の職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、より厳しい対応をもって、町民の町政に対する信頼を確保することが求められています。一切の談合体質を排除し、公正な職務を行うために町職員倫理条例を制定することが必要と思いますが、どう考えるのか伺います。

2点目に、教育問題について伺います。

芦屋町では、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を1名ずつ配置しています。この支援加配教員はどのような目的で配置されているのかを伺います。

最後に、乳幼児医療制度について伺います。

福岡県は、2月20日に2008年度一般会計予算案を発表しました。予算案には乳幼児医療、重度障害者医療、母子家庭等医療の制度見直しが含まれています。乳幼児医療の就学前までの拡充を初め、新たに父子家庭や精神障がい者にも対象とするなど、県民の要望にこたえた改善面もありますが、全体として寡婦医療の廃止を初め、新たな住民負担や所得制限の導入で、最も弱者と言われている障がい者や母子家庭などに対し負担を押しつけるものとなっています。

そこで、次の点を伺います。

第1に、乳幼児の通院助成対象年齢を現行の「3歳未満」から「就学前」までに引き上げることとなりましたが、芦屋町でも就学前まで拡充する考えはあるのでしょうか伺います。

第2に、本年度、芦屋町が県の制度に上乗せして独自に助成する金額は幾らになるのか伺います。

第3に、就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに芦屋町の負担は幾ら必要なのか伺います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 嵐 保徳君

それでは、1点目の町職員倫理条例につきましてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、職員の倫理、服務に関しましては、地方公務員法第6条6節、「服務」でいろいろ定められております。第30条で、「服務の根本基準」として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれを専念しなければならない」、また、33条「信用失墜行為の禁止」、34条「秘密を守る義務」、その他もろもろきちんとした服務規律を定められておるところでございます。

しかしながら、今回のこういった事件を受けまして、さらに厳しく倫理観を高める制度を構築する必要があるということを感じておるところでございます。こういったことが二度と起こらないように早急に職員が服務の遂行上、あるいは私生活において、特に利害関係者と接触する場合のガイドライン等を十分に検討した上で条例化を行い、住民の方々の疑惑や不信を招くことがないように制度化を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

学務課長。

**○学務課長 富永 秋則君**

2点目の教育問題の件でございますが、芦屋東小学校と芦屋中学校に児童生徒支援加配教員を配置しているが、その目的はということでございますが、芦屋町にありまして議員言われますとおり、芦屋東小学校並びに中学校に国庫負担教員を1名ずつ定数外で配置を、配当させていただいております。これは国、県からの配当でございます。この加配制度は、当該学校の全体教育にかかわる支援体制を組織化して、学習指導、生徒指導、進路指導の3つの観点から、その学校の教育支援を充実していくことを目的として加配されているものです。芦屋町にありましても、国、県の指導のもとで、目的に沿った教育活動を行っているところでございます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

住民課長。

**○住民課長 中西 学君**

乳幼児医療制度についてお答えをいたします。

要旨1点の県の単独公費医療制度改革案により、当町も就学前まで拡充する考えはあるのかとお尋ねでございますが、県の公費医療制度改革につきまして、マスコミ先行で報道され、県から正式に市町村に説明されたのが2月の下旬のことでした。これから県議会で審議され、3月末に市町村に具体的な説明会が実施されることになっております。乳幼児の医療費補助につきましては、従来から県の事業にのっかって、県、2分の1、町、2分の1の負担で実施してまいりま

したが、これからもそういう方向になるのではないかと考えております。

要旨2番目の今年度、当町が県の制度に上乘せして独自に助成する金額についてでございますが、5歳未満まで通院費を補助、町単独で拡大しておりますが、その部分の経費が約935万円でございます。

それから、要旨3番目の就学前まで乳幼児医療費を無料にするのに当町の負担は幾ら必要となるのかということでございますが、現制度での町の実質負担額は約1,985万円ほどです。県の制度改革に伴い、町の負担が減る部分とふえる部分とがございますが、負担減の要素としましては、法律改正による就学前までの自己負担割合が3割から2割になること、定額負担制になることです。負担増の要素としましては、対象年齢が5歳未満から就学前まで拡大されることです。これらが実質どの程度の負担になるのか、現段階では把握いたしておりません。これから検討していくことになると思っております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それでは、職員倫理条例の問題から伺います。

今後ガイドラインを作成して検討し、制度化に努めるという方向で、前向きにこれを検討するというご答弁であります。ぜひそういった方向で実現をしていただきたいというふうに思っております。同じように、官製談合、汚職、こういった事件が起こった行橋市、大木町、こういったところではやはり今度政治倫理条例、また、職員倫理条例、こういったことを制定していくという方向で動いています。

県内を見ますと、2003年の時点では職員倫理条例を制定してる市町村が福岡市、中間市、大牟田市、大川市、それから、柳川市、あと苅田町、椎田町、金田町、糸田町、こういった、5市4町、これは今合併したところもありますけど、一応こういったところが制定をしております。その後、平成19年の9月には宗像市が政治倫理条例と市職員倫理条例、これを制定しているということで、新たに大木町、行橋市を含めて3自治体が県内でも制定できているということです。

職員のこういった業者との対応、これを具体的にどうするかということを書いているということで、苅田町では、職員が入札に参加しようとする事業者とは職務外の交際を行ってはならない、こういったことを規定していますし、みやこ町でも、職員が利害関係者から供応接待を受けることや一緒に飲食、ゴルフ、旅行に行ってはならない、こういった問題を規定しております。

それで、私は、先ほど言いました大牟田市の職員倫理条例、規則、こういったものを見たわけなんですけど、この規則を見ますと、まず第1点目に、「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」ということで、「政治の奉仕者であることを自覚し、不断に倫理の高揚に務める」、また、「職務や地位を私的利益のために用いてはならない」「職務に利害のある者からの贈与を受けるなど、不信や疑惑を招く行為をしてはならない」、こういったふうな遵守すべき処遇を明確にし、そして、「職員の責務」として、「公正な職務の遂行を損なう行為を求める要求があった場合、その要求を拒否しなければならない」、これは「拒否義務」です。「公正な職務の遂行を行う情報や公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を提供してはならない」、「守秘義務」としてのってます。また、「職員と利害関係者との行為の制限」という中で、私はこういったことが本当にこれから芦屋町の職員にもこの条例が必要ではないかと思う。具体的にこういった方とどういったつき合いをするのか、それを規則の中で掲げてる。

まず、「利害関係者」として、「職員が職務として携わる次に掲げる事務の相手方」ということで、「許認可等、補助金等の交付、立入検査・監査、不利益処分、行政指導、事業の発達・改善及び調整、契約、入札」という、この8つの業務を上げて、こういったことを利害関係者として対応しなさいということを明記してますし、また、「利害関係者との間では行ってはならないこと（禁止行為）」も具体的に、「金銭・物品・不動産の贈与を受けること」、これには、「せんべつや祝儀、香典、供花等含む」、また、「金銭の貸付を受けること。無償で物品・不動産の貸付を受けること。無償で役務の提供を受けること。未公開株式を譲り受けること。私的な利益のために有利な情報の提供を受けること。供応接待を受けること。飲食、遊技、ゴルフ、旅行をすること。利害関係者を保証人として金銭の借り入れ・不動産の賃借等を行うこと。」など具体的に行ってはならない行為を文書化してます。

そしてまた、町職員として町民、業者、そういったときに対応する場合に可能な行為、相手が利害関係であっても可能な行為ということで、こういったこともちゃんと文書化して明確にし、「広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。職務で、かつ多数の者が出席する立食パーティーやその他の簡素な飲食が提供される会合に出席し、飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること」、また、職務で出席した会議においても、「簡素な飲食物等の提供を受け、ともに飲食すること」、これも一定の金額、例えば、1,500円とか、そういったところもみてます。また、深夜に「自己の費用を負担して、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際に簡素な飲食をする」、こういった場合でも1,500円以上の会食をしてはならないという、こういったことも含めて可能な行為を明確にいたしております。

そういった点で、私はこういったことをちゃんと明文化して、町職員に対して知らしめる、そして、それを守らせる、こういったことが必要だと思いますし、何よりも町職員の倫理条例は町

職員を縛るだけではなく、「市民等の責務」ということで、「市民等は、職員に対し、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない」という業者や住民に対しても、町職員にこういったことをしてはならないということを明確にうたっています。そういった点では今度の談合事件を再び起こしてはならないという、こういった立場に立つなら、当然私はやはり芦屋町でも町職員倫理条例を制定することが必要と思います。

きょうの朝の辻本議員の質疑の中でも、入札の制度改革について触れられてましたが、確かに一般競争の入札の拡大、また、電子入札の拡大、総合評価方式の拡充、また、情報公開、それと同時に、地域産業の育成と公正な競争、こういったことを今後委員会の中で論議、また、協議、研究されて、再び談合が起こることのない、そういった制度をつくらしたいと思います。私は何よりも今度の事件の中で明らかになったように、談合という点では、行政、職員、議会、住民の中にある一切の談合体質を断固として排除するという、こういった決意に立つことが、まず談合を防止することの前提となるというふうに思います。

そういった点では、その第一歩として芦屋町では制定されていない町職員条例をつくること、これがやはり本当に不可欠なことだと思いますが、そういった点では町長にその点をお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、川上議員が語るお話されました。それから、担当の課長が答弁いたしましたけれども、今回のいわゆる職員による不祥事につきまして、非常に住民の方々に対しましては町政の信頼を著しく損なったということで、非常に執行部一同、職員一同、非常に反省に至っておるわけでございます。その一環といたしまして、今、川上議員のご質問にありますように、町職員の倫理条例というのは、これは速やかに制定するというふうにやる準備をしております。

そして、中身につきましては、今、川上議員からのご紹介ありましたように、いろんな市町の条例があると思います。そういうことを参考にさせていただきまして、よりよい中身のある職員倫理条例の制定に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひいろんな進んだところの条例を参考にしながら、芦屋町でも談合体質を排除する、そういった内容の町職員倫理条例を制定していただきたいと思います。

それと、1点、先ほどの入札制度の問題ですけど、辻本議員からも言われましたけど、一般競争入札を行うということと、それと、地域産業の育成と公正な競争という、こういった点では、これは、二律背反的ではないかという、そういった見方もあると思います。

ただ、しかし、やはり地場の業者をどう育成するかということは、やっぱりこれは町にとっては大切な問題です。そういった点では、今全国的に見ればいろんな研究や調査がされてますが、やはり単なる一般競争入札ではなくて、やはり地場産業を育成するという立場から条件つき一般競争入札、そういった部分を調査されて、地場産業の育成にも努めてもらいたいというふうに思っています。

それと、確かにこの条例を作成することには談合体質の排除のまず第一歩という大きな力になります。

ただ、これを作成したらからといって、本当にこれが実際にちゃんと運用されているのか、守られているか、そういった点を検証しなければ、やはり「絵に描いた餅」になるというふうに思っています。

そういった点では今言われているコンプライアンス制度、これが必要になってきます。今多くの自治体の中で、自治体コンプライアンス制度、こういったものを導入または研究してます。コンプライアンスというのは、先ほども言ったように法令遵守のことであり、そのための意識と体制の確立を求める考え方です。行政に対してすぐれた職員を有する住民による行政型オンブズマンパーソン条例、また、内部告発者保護の公益通報制度、弁護士や公認会計士による包括外部監査、また、これとは反対に職員みずからが自立的に行う内部監査制度、こういったものを多くの自治体で研究されてますし、実践されてます。

それと、職員倫理条例、また、議員の政治倫理条例、こういった部分の強化も必要ですし、行政情報公開制度という点では、芦屋町には情報公開条例がありますが、これも制定した年数が古くて、十分な実効性を持ってない、そういった欠点を持っています。そういった点は改定して強めていくこと、そういったことが望まれています。確かにこういったいろんなことを小さな町ですべてのことを取り組むということはなかなか大変なことと思いますが、やはり法令、条例遵守を規定している行政としての姿勢を示すことが町民との信頼関係を築く上で大切なことと思います。

そういった点では、このようなコンプライアンス制度、こういったことも今後検討、実践していただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

**○議長 横尾 武志君**

総務課長。

**○総務課長 嵐 保徳君**

確かにおっしゃるとおりに条例をつくるのがすべてということではございません。最終的に

はこれをどうコンプライアンス、守っていくかというのは町民の問題でもありますし、当然これはいろんな住民の方々等すべてかかわってまいります。

ただ、今こういう条例をつくります、そうした中で、確かにいろんな各地で取り組みがされております。いろんな地域事情だとか、そういうこともございますので、その中でいろいろ検討を重ねまして、芦屋町にとってどれが一番いいのかということをごきちんとして精査して、当然これは皆様方にも日々透明性を高めるために情報開示いたしまして、二度とこのようなことがないような、芦屋町にとってよりよい制度をつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それで、当面やはり今回町職員倫理条例を策定するという方向の中で、先ほど言いましたコンプライアンスの立場から虚偽報告に対する罰則規定、不正の内部告発の奨励、告発者の保護等、こういったことを町職員倫理条例の中に盛り込むことができます。そういった点では、こういったものも含めて検討していただきたいというふうに思っております。

それと、最も重要なことで、こういったコンプライアンスを包括する立場から、さらにまちづくりの基本原理や行政の基本部分などを定めた自治体の憲法である自治基本条例、これも芦屋町でも制定が必要と思いますが、こういった自治基本条例の現状は考え方はどのようになっているのか、お伺いいたします。

**○議長 横尾 武志君**

企画課長。

**○企画課長 鶴原 洋一君**

当町では、ことしの4月1日から住民参画まちづくり条例を施行いたします。これは積極的な情報の開示によりまして住民の皆様方の意見をよりよく聞き、その上でよりよいまちづくり、それから、住民の皆さんの参画によりましてまちづくりを推進していこうという条例でございます。基本的にこの条例を策定するいろんな会合、過程では、自治基本条例なるものについても議論をしてきております。

したがって、この条例につきましては条例のちょっと第何条か忘れましたが、10条か11条だと思っておりますが、4年を超えない範囲でこの条例を発展的に見直すという条文もございますので、その中で今後検討されるものと考えております。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひこの事件をきっかけに、そういった自治基本条例の制定も急いでいただきたいというふうに思います。この談合事件が起こりまして、大変町民の方もショック受けてますし、私たち議員も本当にショック受けてるんですけど、私、先日インターネットでそういったことを検索してましたら、田川の市会議員のブログで、芦屋町の談合事件ということで行き当たりました。

田川の市会議員が自分のブログで、芦屋町の起こった談合事件について詳しく新聞記事とか、そういった部分を載せて書いてるんですけど、その中で見ますと、この事件によって芦屋町のイメージが大きく損なわれていると、そういったふうなことが書かれています。当然田川市でも高い入札率であるので、これはやっぱり入札改革を進めなきゃいけないというふうに書いてるんですけど、こういったふうはこの事件によって芦屋町のそういった問題が全国に情報として発信されているという、そういったリアルに、そういった点を私たちは見らにやいけんというふうに思いますし、何よりもこの事件によってやっぱり多くの町民が心を痛めてるという、そういったことがやっぱり一番問題だと思います。

私も町民といろいろ対話をしますが、その中ではやっぱりこの間の談合問題、また、競艇問題、また、商店街の疲弊の問題、また、集中改革プランによる住民犠牲の構造改革路線、こういったことで、町民が芦屋町に対しての不信といいますか、そういったものを抱いているということが十分にあります。本当に芦屋町は本当にどうなったんだと、こういった声が聞かれます。そういった点では、私たちは1万6,000人の住民の思いに心を寄せ、本当に芦屋町に住んでよかったと、こういったまちづくりをしていかなければならないというふうに私もつくづく思っています。

そういった点では、議会の責任が問われると思いますし、また、何よりも町長の政治姿勢、こういったものが大きく問われてくると思います。そういった点では町長の今後の所見または決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

職員倫理条例から大きな話になってきたわけですが、一昨日にも施政方針で述べさせていただきました。この件につきましては何度もおわび申し上げておりますように、この件で再発防止をするために職務精励し、職員一丸となってやるというふうにお話しておるわけでございます。

それから、町長の姿勢ということでございますが、マニフェストを掲げておりますので、その



辺につきまして肅々とそのことについては実行に移していきたいと思っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひやはり町政に対する町民の信頼、これを回復するためにあらゆる手段をとることをしていただきたいと、そういうふうに思います。そういった点を申しまして、この質問を終わります。

続きまして、加配教員の問題について伺います。

先ほど答弁がございましたように、この加配教員の配置の目的、これは平成14年の4月の1日、文部科学省中等教育局財務課長通達という通知ということで、「児童生徒支援加配は、学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合」と明確に定めております。この中には、3項では、「従来の同和加配とは異なり地域を限定して加配するものではない」というふうに、そういったことが明文、うたってます。

私、議会事務局を通して、そういった加配教員の校外出張がどのようになっているのかということ資料請求いたしました。教育委員会の方から回答をいただきまして、平成19年11月16日時点で287回の芦屋中学校、芦屋東小学校の支援加配教員及びこれは支援部員という、そういった13名の教師、これの配置、校外出張が記録をいただきました。この287回の出張先団体を見ますと、おおむね目的に沿ったもの、つまり、特別支援教育とか、不登校、いじめ、就学指導、家庭訪問、こういったものに使われるということで、適正なものとなっております。

しかしながら、一部に不適正な団体の出張が行われているんじゃないかというふうに私は思います。これは部落解放同盟、部落解放全九州研究集会、また、県人権同和教育協議会、県人権同和教育研究協議会学習会とか、また、九州地区県労協、これの九州地区人権同和加配夏期講座、こういったところに合計10回、配置された趣旨とは無関係な外部運動研究団体への校外出張行われています。

この県人権同和教育協議会、県同協という組織は、教員派遣の違法性が問われた、いわゆる県同協裁判では、これは判決が最高裁で確定してますけど、派遣先である県同協は、「同和問題の運動団体の一つである解放同盟の関係者が常時副会長の一人に就任し、その解放同盟福岡県連合会と事業の共済等連携を図っており、教育の中立性の要請から、研修の適正に疑念を生じさせる」というふうに指摘してます。こういったふうに教育の中立性に疑念がある団体に派遣すること、これはやっぱり今後はやめるべきと思いますが、ご見解を伺います。

○議長 横尾 武志君

学務課長。

○学務課長 富永 秋則君

先ほどもちょっと答弁をさせていただきましたけども、私どもにありましては加配ということで、あくまでも定数外で私どもはまいりたい。大きな流れの中で、私どもはこういった加配の定数外の先生をいつでも、1人でも多くという思いで、こういう政治的なものを私どもは獲得していると私どもは思っております。

川上議員が言われました点でございますけれども、校外活動、こういったところの分野でございます。私どもとしましては、県や国の指導に基づきながらこういった活動を行っていきます。また、行っております。私どもが、先ほど言われました特定団体とか、そういったところもありますけれども、私どもは、県や国の指導を受けながらこういったことをやっていっております。特に、県、福岡県教育委員会が主催するもの、ほか北九州教育事務所が主催する研修会、学習会、こういったものを研修することによって各教員が資質を上げて、人権教育も含めながら技量を高めていただく、そのことによって子どもたちが成長していくというふうに私どもは常日ごろから考えております。そういったことで、私どもは、県や国の指導の中で、今後ともそういう活動をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

先ほど言ったように特別支援教育とか、不登校、いじめ、そういったことや就学指導とか、家庭訪問とか、こういった国の指導、そういったものに沿ってる部分というのは当然いいことですし、私は基本的には加配教員はやはり必要でもあるし、これからもやっぱりずっと維持していかなければならないというふうに思います。

そういった点からも、この目的に合っていないような出張をやっていたら、県の方からは取り消されるようなこともあるんじゃないかと、そういった点で、すべてがいけんというんじゃないんですよ。おおむね適正なんですけど、10回程度ぐらいのそういった民間団体という、教育委員会とか、県教育委員会とか、そういったところとは関係ないところに行っておるというところが改めるべきではないですかということ言ってるんですよ。

県、国の通達に従ってますということ言われてましたけど、平成19年3月28日に福岡県教育委員会教育長が教育関係団体を通じた業務等のサービス管理についてということの通知が来てます。これは教育委員会に来てると思います。この中では、「教職員が、各地区人権・同和教育研

究協議会等教育関係団体を通じて情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連性を明確にしつつ、適正な服務管理をお願いしてきたところです。しかし、本年度、複数の学校の服務整理諸帳簿等を確認したところ、一部の出張用務に関係団体業務への従事とも受け取れるような記載や、特定教育による校務担当者会議等への過度の出張など、服務上整理を要する問題が見受けられたところですよ」というふうに言われているんです。だから、県の教育委員会もやっぱりちゃんとそういった目的外の使用をしてはいけませんよということ言ってるわけなんですよ。

だから、これに違反すると、県の通達では、やはり3月28日の教員加配定数の活用等についてということで、「なお、加配配置校に対しては、これまで以上に詳細な活用状況調査を実施することとしており、本通知による取組が行われていない場合や活用の状況によっては、翌年度の配置は行わないこととなりますので申し添えます」というふうにやっぱり言ってるんです。

ですから、私は、こういったことにならないためにも、こういった少数の、10回程度のある不適切と思われるようなところに配置することはやめた方がいいのではないですかということ言ってるんです。こういった通知、これは教育委員会としては周知してることでしょいか。

**○議長 横尾 武志君**

学務課長。

**○学務課長 富永 秋則君**

19年の3月の28日の文書につきましては、私どももちろん承知いたしております。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

それで、学習指導に関すること、それと、生徒指導、進路指導に関すること、この中にいろいろなどういったものがそういうふうになるのかというのが書いてあります。「児童生徒の学力の調査・分析、習熟度別指導への参加」、それから、「円滑な学級経営が困難な場合の援助活動」、また、「就職活動の支援」、いろいろなことが具体的に書いてあります。この中に人権教育に使用していいというふうには書いてありません。

そういった点ではやはりこういったことから適用外のことをやってるので、やはりこれは早急に改めていただいて、今後はそういったところの配置をやっぱり行わないという、そういったことにしていただきたいと思います。そうしないと、やはり教育の中立性からも問題ありますし、今後目的外の使用は加配、今後は配置をしないという、そういった方向になると思います。

確かにこれは町の教育委員会の責任というよりも、私は県の教育委員会に大きな問題があると思います。もともと国はそういったことに使用してはならないということ言いつつ、県の教

育委員会が各市町村の教育委員会に人権同和問題に使いなさいといった指導を今までしてきて、去年になってから、急にそれはならないというふうなことを言ってきたという、そこに大きな問題点があると思います。教育行政はくるくるくる目の色が変わるようなことを行う県の教育委員会に問題があると思いますけど、ただ、法的にはそういったものに使用してはならないとなつるので、今後はぜひそういった立場で配置、派遣を中止するよう強く要求して、この問題について私の質問を終わります。

続きまして、乳幼児医療の問題について伺います。

現在、福岡県内で就学前まで通院を助成している自治体、これは北九州市、福岡市、宗像市、福津市、宮若市、水巻町、二丈町、香春町、福智町、苅田町、みやこ町、築上町、こういったふうに12市町村あるという、人口から見れば、北九州市、福岡市があるということで、福岡県内の過半数を超えてる状況です。

全国的に見れば、就学前までに助成する自治体は通院の場合、2000年には全国の自治体の10%ぐらいでしたけど、2006年には70%になっています。東京23区では、中学生まで医療費の無料化、こういうことを独自にやっておりますし、神奈川県では、入院については中学生卒業まで助成を行っています。

そういった点では、福岡県は県レベルで見ても、全国で最低のランクになっているのが今の現状です。そういったことから、今回改定されることになったというふうに思いますけど、県下で一番高い水準を助成しているのは宮若市で、通院、入院とも就学前まで自己負担なし、所得制限なし、それから、自己負担については現物給付という、こういったことを行っています。

先ほども言われましたように、今度の県議会で、県は県内全市町村と協議して、10月から実施する方針となっております。そういった点では、県内いろんな自治体がやはり就学前までの助成を行うことが考えられます。そういった点では芦屋町も当然これはすべきではないでしょうか、先ほど検討するというようなニュアンスでしたけど、やるという方向でいいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

従来、今までは県の制度にのっかって乳幼児医療費の補助を進めてきましたので、当然そういう方向になるものと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

ぜひそういった方向で実現することが望ましいというふうに思っています。先ほども1回目の質

間で言いましたけど、今回の乳幼児医療の改定案というのは助成対象を就学前まで拡充するだろうと、改善された部分もありますけど、3歳以上の入院、児童手当に準じた所得制限のボーダーライン、こういったこともなる方向です。こうなりますと、夫婦に子ども2人、年収780万円の世帯では、この助成の対象外となって、現行より負担がふえるという問題が起きてきます。こういった方々が所得制限で助成できない方々というのは、世帯では約1割の方がこういった状況になるんじゃないかというふうに思っています。

また、自己負担が今までは初診料のみであったもの、これ680円から日にちとか、時間帯によって1,270円までいろいろ違うわけなんですけど、これが1日500円になったのはいいんですけど、1カ月の上限として7回、7日まで、つまり3,500円負担することになるという、だから、今までより負担が、今まで680円だったのが3,500円になるという、こういった負担増になってくるものもあります。やはり私はこういった今までの制度より水準が下がる人、そういったところにはやはり支援することが必要となってくるというふうに思っております。

そこで、もう一点お聞きしますけど、今回の県の拡充方針と、また、国が保険の8割給付の対象年齢を就学前まで拡充するので、そうすると、このことによって町の負担が減ってくるというふうに思いますが、それがどのくらいになるのか、わかりましたら教えてください。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

3割が2割負担になることによって、確かに町の負担は減になります。

ただ、それが幾らになるかというのは、現段階では把握いたしておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

具体的にどのくらいになるという、わからないと言われてますが、これも一定の財源は必要になってくるということは事実であります。

それと、1回目の質問の中で、最初の答弁で、町が独自に助成した金額というのが935万円というふうに言われました。そういった財源と先ほど言った国が2割負担するということで負担が減る分、こういったものを財源として県の改定により負担増の影響を受ける方々、今言った自己負担の初診料の問題、また、児童手当に準じる保険の問題、そういった人たちに対する助成を行うことが必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 中西 学君

さらに、県の制度に上乘せして、町で補助をとということでございますが、これにつきましては県の制度になってどの程度の町の負担になるのか、また、今まで現行制度で930万程度の負担をしておいて、それがどの程度になるのか、そのあたりは今から試算をしていって、ある程度方向づけを決めていかなければならないのではないかと考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

2月の30日の新聞に菟田町が小中の医療費無料化をやるという記事が出てました。菟田町は、29日、18年度途中からの医療費の原則無料化を小中学生にまで広げると発表した。現在は、乳幼児が原則無料、相次ぐ企業進出により、従業員の定住促進をねらった独自施策、小中学生まで無料にする自治体は県内初、同町は現在、乳幼児医療費についてゼロ歳児は全額、4歳以上の就学前までは初診料と往診料を除いて公費で負担しているが、子育て支援対策の一環として独自に無料対象を小中学生にも広げる。10月からの実施を見込み、半年分の予算として約3,800万円を18年度当初予算に計上したとあります。

菟田町の地方交付税不交付団体であり、これはやっぱりなかなか無理だと思いますけど、これもやはり県が今度こういった方針を出した中で、一定今まで自分たちが出していた部分が県が負担してくれて浮くから、それに財源をのせて、こういった部分を出していけるんだというふうに思うんですよ。

ですから、やはり同じように水巻町は芦屋町より水準の高い部分というのも当然いろんな独自の上乗せ対策とかをもって、そういった負担がふえる人とか、そういった方々に独自サービスをつくっていくというような考えであります。そういった点がきょう午前中に言われてましたように、定住対策、少子化対策、これにもつながる問題だと思いますので、やはりぜひ芦屋町でも、財源は先ほど言いましたように930万とさっき言って、今度また新たに出る部分が、具体的には数字としては出ませんが、一定の部分が出てくると思います。そういったものを使いながらやれば、新たな財源を持ち出してするわけではないんですから、ぜひそういったことも考えていただきたいと思いますが、この問題については町長に、それについてどういうふうにか考えるか、伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員はよくお調べになられており、職員よりもよく知ってるのではないかと聞いて

おります。課長の答弁ありましたように、これはマスコミが先行しておりまして、今福岡県議会で議会中でありまして、ひょっとすればこれ議会で、こういうことはないでしょうけど、否決されるかもわからないし、修正されるかもわからないという現状であります。もし、可決されたとしても10月から実施ということになりまして、いろいろそういうふうには可決されるということであれば、それは、速やかに県と同じように県レベルでやるということでございます。そのやり方につきましては遠賀郡四町担当者会議等々で諮っていかれるものと思っております。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

川上議員。

**○議員 7番 川上 誠一君**

ぜひ芦屋町、財政的にも大変厳しいですけど、こういった本当に将来に明るくなっていく、そういった施策を努力して、実現させていただきたいと思います。

最後に、今子育てをする若い世代の中では不安定雇用が増加し、収入が少ないことや長時間過密労働など労働条件も悪くなっており、子育ての困難が広がっています。病気の時ぐらいお金の心配なく、子どもを病院に連れていきたいという願いはますます強くなっています。子どもは病気にかかりやすく、重症化することも多いために早期発見、早期治療が何よりも大切であり、少子化対策、子育て支援にとっても、医療費の無料化は大きな力となります。若い人の定住促進にもなります。今日、問題となっている人口増加対策にぜひとも必要なものです。芦屋町での実現を強く求めるものです。

そして、最後に、今回の医療費助成制度改定案には、乳幼児医療の拡充や重度心身障がい者医療、父子家庭医療など住民の強い要望にこたえた改善案ではありますが、全体としては寡婦医療の廃止を初め、新たな自己負担や所得制限の導入で、最も弱いと言われている障がい者や母子家庭に負担を押しつける、こういった内容となっています。10月の実施に向けてよりよい公費医療制度になるよう住民と一緒に奮闘することを申しまして、この問題については終わります。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。